



東京海上・気候変動対応株式ファンド(為替ヘッジあり)/(為替ヘッジなし) 愛称: グリーンフューチャー (追加型投信/内外/株式)

特別
レポート

「COP26」の影響を見極める

2021年11月13日、英国スコットランドのグラスゴーで10月31日から開催されていたCOP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)が閉幕しました。

本レポートでは、COP26で行われた議論や合意に関する主なポイントと、当ファンドの実質的な運用を担当する、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの見通しをご紹介します。

COP26の振り返り

国際協調の難しさを浮き彫りにしつつも
気候変動対応の一層の強化の必要性が認識される

温室効果ガスの排出削減について 取り組みを強化することで合意

- COP26では、「パリ協定」で採択された目標*について、「1.5℃」の重要性が強調され、**国際的な気温上昇の抑制目標は、事実上「1.5℃」にシフトしたと見られています。**

*「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」

- 石炭の削減においては、中国やインドの反対により表現が弱められたものの(「段階的な廃止」⇒段階的な削減)、**COP合意文書で具体策に踏み込むのは極めて異例であり、強い決意をうかがわせる内容となりました。**
- また、事前に注目されていた、排出権取引の実施ルール(パリ協定「第6条」)についても、6年間にわたる交渉によりCOP26で合意され、**パリ協定の実施方針が完成したことも成果として評価されています。**

気候変動問題に対処するため 「適応」の重要性も強調される

- 温室効果ガスの排出抑制を強化しても、当面の気温上昇は避けられないとの前提から、COP26では、**気候変動による悪影響を回避・軽減するための「適応」について、行動強化を図る必要性が共有されました。**
- 具体的には、今後2年間で「適応」に関する世界目標を定義するための作業計画を策定することで合意することや、気候変動による悪影響に対して脆弱とされている途上国への資金支援の重要性が強調されました。



COP26の主な決定事項

1 気温上昇の抑制目標は「2℃」から「1.5℃」へ

- 世界が1.5℃に抑える「努力を追求すると決意する」ことで合意。
- 2030年までの温室効果ガスの排出削減目標を2022年末までに見直すことを決定。
- メタン(二酸化炭素と比較して強力な温室効果を持つといわれる)の削減について、米国やEU(欧州連合)主導で排出削減に向けた国際的な枠組みが発足。

2 化石燃料の使用削減

- 温室効果ガスの排出削減を促すため、削減対策のない石炭火力と、非効率な化石燃料の補助金の「段階的な削減」のために努力を加速させることを決定。

3 国際的な排出権取引の実施ルールが完成

- 排出権を「クレジット」として市場で取引するルールについて、取引の透明性を確保することや、削減した排出量の二重計上などを防ぐ仕組みが完成。
- また、排出権取引によって得た利益の一部を、「適応」のために拠出する仕組みを強化することで合意。

4 気候ファイナンス(資金支援など)

- 先進国による途上国への年間1,000億米ドルの支援が完全に実現しなかったことについて「深い遺憾」を表明。早期達成を求める。
- 「適応」のための資金支援を少なくとも2019年の水準から倍増させることなどについて合意。

※上記は資料作成時点の情報に基づき東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、今後変更になる可能性があります。

※上記は、過去の情報および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

COP26前後に公表された各国の取り組み

英国

(一部COP26開催前に公表された内容も含みます)

- 「ネットゼロ戦略」を発表(2050年までに英国の全部門の脱炭素化を進めるための政策と提案)。
- クリーンエネルギー技術の商用化の加速を目指し、マイクロソフトの創業者であるビル・ゲイツ氏が設立したプロジェクトからも民間投資を受けることを公表。
- 英国政府系開発金融機関を通じた途上国のグリーン技術やインフラ投資のための資金支援を発表。

米国/中国

(米中共同宣言(11月10日)の一部)

- 今後約10年の気候変動対策を話し合う定期的な会合の場として「2020年代の気候行動の強化に関する作業部会」を設立。
- メタンの排出削減計画を2022年に開催される「COP27」までにつく成ることを検討。
- 両国が2035年の排出削減目標を2025年に国連に提出することを確認。

日本

(岸田総理のスピーチ(11月2日)の一部)

- 2030年度に温室効果ガスを、2013年度比で46パーセント削減することを目指す。
- 「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ」を通じ、化石火力を、アンモニア、水素などの火力に転換するため、1億米ドル規模の先導的な事業を展開する。
- アジアの脱炭素化支援のための資金協力の枠組みの立ち上げに貢献することを表明。
- 防災など、気候変動に「適応」するための支援を倍増し、約148億米ドルの支援を行う。

インド

- 2070年のカーボンニュートラル(温暖化ガス排出量実質ゼロ)を目指す計画を発表。

ブラジル

- 報告書「気候中立性に向けた全国戦略ガイドライン」を発表。二酸化炭素の排出量削減や、違法森林伐採の削減目標の設定などを通じて森林保全に向けた取り組みを支援することを発表。

※上記は資料作成時点の情報に基づき東京海上アセットマネジメントが作成したものです。今後変更になる可能性があります。
※マイクロソフトは2021年11月19日時点の当ファンドの組入銘柄ではありません。※上記は、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。また、基準日時点の情報であり、将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。

運用担当者の コメント

COP26の成果は気候変動対応の行動を加速させる枠組みに 今後は具体的な行動に注目

以下は本資料作成時点のウエルトン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの運用担当者による見解であり、将来変更となる可能性があります。

- COP26の結果は一般的に報じられている内容よりも良好なものであったと評価しています。COP26で採択された成果文書「グラスゴー気候合意」の内容は、今後の地球温暖化を抑制し、気候変動による最悪の状況を避けるための協調行動を加速させるための枠組みとして機能すると考えます。
- 今回のCOP26と当ファンドの関連という点で申し上げますと、「緩和」については、世界の脱炭素化は、世界的、長期的、包括的な傾向であることが明らかになったと見ています。「適応」については、気候変動の影響を回避・軽減するための手段であることが認識されたと考えます。その結果として、気候変動対応への需要の高まりを反映し、緩和・適応策を提供するビジネスの経済的な価値はより高まると見ています。
- 全体的に見て、COP26は、気候変動の最終目標を明確にし、それを達成することの緊急性を強調する上で、大きな進展を遂げることに成功したと言えます。しかし、今後は政府や国の行動がはるかに重要であり、COP26が気候変動に対して意味のある必要な行動のきっかけとなるかどうかは、今後の時間の経過とともに明らかになると考えています。



アラン・スー
(Alan Hsu)

株式ポートフォリオ・マネジャー兼グローバル産業アナリスト。

19年の豊富な運用経験に加え、気候変動関連の運用において約10年の経験を有する。

※上記は、過去の情報および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

ナショナル・グリッド (英国)

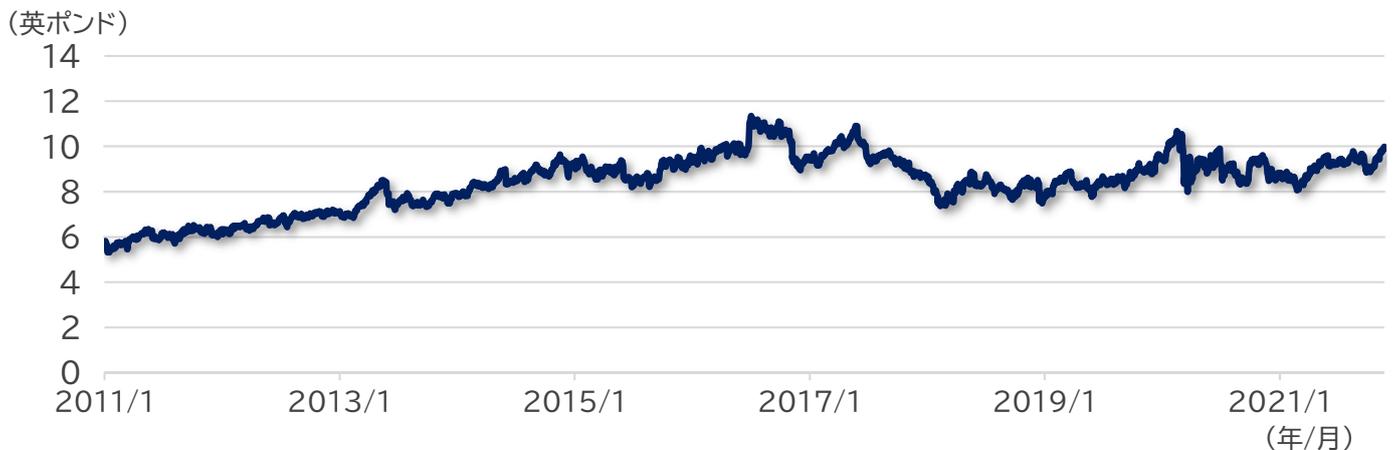
気候変動への対応: 緩和
テーマ: 低炭素電力

英国の公益事業持株会社。電力・ガスの送電と配電に注力。イングランドおよびウェールズで送電網、英国全土でガス供給網を保有・運営するほか、米国北東部やスコットランドで送電網を保有・運営。COP26のプリンシパル・パートナー(最上位スポンサー企業)に就任。

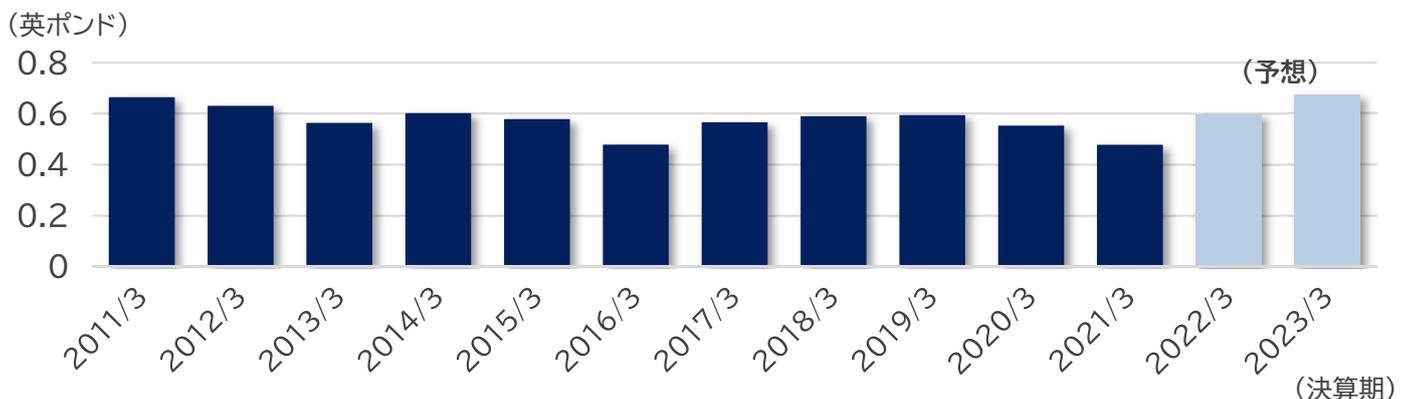
気候変動への取り組みと着目点

- 同社は、再生可能エネルギー発電を安全かつ安定的に供給するための送電網の構築・強化に取り組んでおり、2020年には1990年基準対比で温室効果ガスの直接排出量70%削減を達成しています。
- 2050年の脱炭素化達成のために、温室効果ガスの削減を1990年対比で2030年までに80%、2040年までに90%達成する中間目標を設定するなど、温暖化問題に積極的に取り組んでいます。
- 英国・米国において、同社の電力・ガス供給事業は、物価上昇を反映した料金設定が規制によって認められており、インフレに対する一定の保護策が取られています。また、配当政策においても、一株当たり配当を英国のインフレ率(消費者物価の上昇率)と連動させる方針を採っています。

株価 (期間:2011年1月4日~2021年11月24日、日次)



一株当たり利益 (期間:2011年3月期~2023年3月期、年度)



※2022年3月期、2023年3月期は2021年11月25日時点のブルームバーグ予想

出所:ブルームバーグ、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの情報提供を基に東京海上アセットマネジメント作成

※上記は、2021年11月19日時点の当ファンドの組入銘柄です。※上記は、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。また、基準日時点の情報であり、将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。※上記は、過去の情報および将来の予想であり、将来における実際の運用成果や市場動向等を示唆・保証するものではありません。

ウエスト・マネジメント (米国)

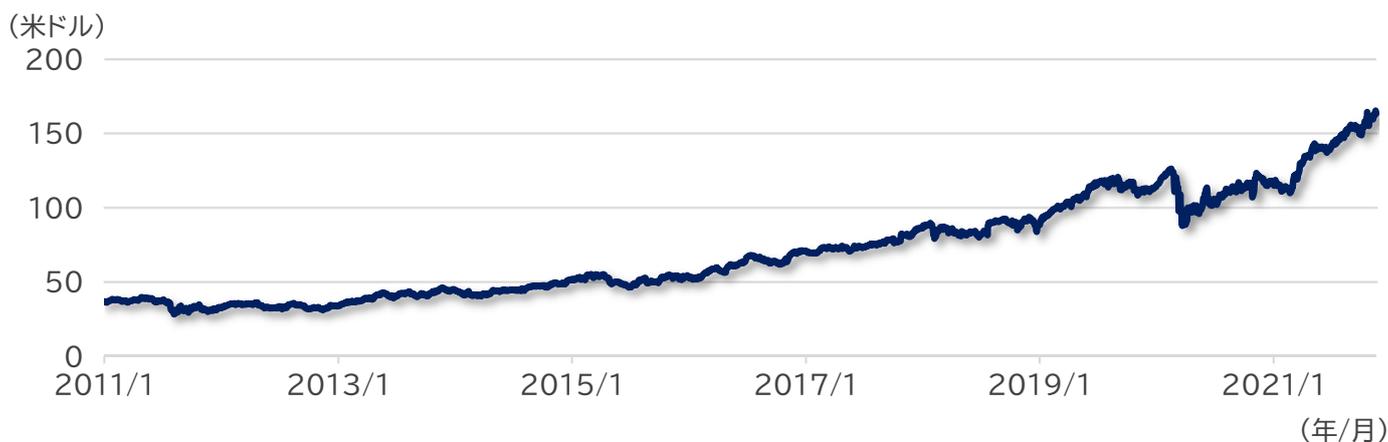
気候変動への対応: 緩和/適応
テーマ: 水と資源の管理

全米、プエルトリコ、カナダで廃棄物埋立地、有害廃棄物埋立地、ごみ集積所、廃棄物熱源転換設備、独立系発電所を所有、運営。
ごみの回収、廃棄、運搬、ごみのエネルギー資源化、リサイクルサービスを行う。

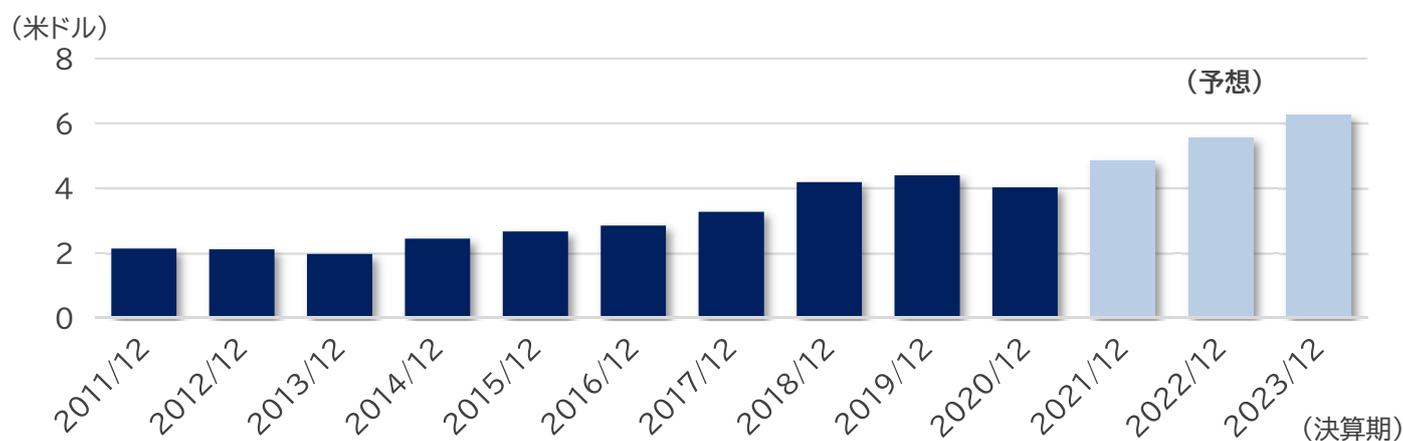
気候変動への取り組みと着目点

- 同社は主要事業であるごみ収集や廃棄物管理のほかに、埋立地のごみから発生するメタンガス等を取り出し、電力として変換する再生エネルギー事業も行っています。景気変動に左右されにくい廃棄物処理事業に加え、再生可能エネルギー発電事業での成長も期待されます。
- COP26では、米国やEU(欧州連合)主導でメタンの排出を削減する国際的な枠組みが発足し、2030年までに世界のメタン排出量を2020年対比で少なくとも30%削減する目標を掲げています。今後、メタンの排出削減に向けて国際的な取り組みが求められる中で、同社のメタンガスの有効活用による貢献にも注目が集まります。
- 限られた資源を有効活用していく重要性が高まる中、同社は温室効果ガスを削減する「緩和」への貢献だけでなく、ごみの再利用を通じた循環型経済への移行に貢献することで、気候変動の影響に「適応」する役割を担う企業としても注目しています。

株価 (期間:2011年1月3日~2021年11月24日、日次)



一株当たり利益 (期間:2011年12月期~2023年12月期、年度)



※2021年12月期、2022年12月期、2023年12月期は2021年11月25日時点のブルームバーグ予想

出所:ブルームバーグ、ウエスト・マネジメント・カンパニー・エルエルピーの情報提供を基に東京海上アセットマネジメント作成

※上記は、2021年11月19日時点の当ファンドの組入銘柄です。※上記は、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。また、基準日時点の情報であり、将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。※上記は、過去の情報および将来の予想であり、将来における実際の運用成果や市場動向等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
特定のテーマへの集中投資リスク	ファンドは、気候変動への対応に積極的に取り組む企業の株式に集中的に投資するため、幅広い業種・銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。 なお、「為替ヘッジあり」は原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ

※お申込みメモの内容は、作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。
 ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
 申込みについて	申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	スイッチング	各ファンド間でスイッチングが可能な場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入(スイッチングによる申込みを含みます。以下同じ)・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
 その他	信託期間	2031年8月8日まで(2021年10月4日設定)
	繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	2月および8月の各10日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算日:2022年2月10日
	収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 (注)分配金を再投資せず、お客さまの指定口座にご入金するお取扱いを希望される場合は、定期引出契約をお申込みください。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2021年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。	

ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用(購入時・換金時)

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用(保有時)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年率1.8425%(税抜1.675%) をかけた額 マザーファンドの運用の委託先である「ウエリントン・マネージメント・カンパニー・ エルエルピー」が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払います。
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期末または 信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、 事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

販売会社(作成日時点)

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○

■設定・運用は



東京海上アセットマネジメント株式会社

商号等 : 東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

サービスデスク 0120-712-016(土日祝日・年末年始を除く9時~17時)

<https://www.tokiomarineam.co.jp>

ご留意事項

■当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。